第十一条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報の記録）」に改め、同条中「署名用電子証明書の」を「個人番号カード用署名用電子証明書の」に、「署名用電子証明書失効申請等情報」を「個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報」に改める。

第十二条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名利用者異動等失効情報の記録）」に改め、同条中「によって」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた」を加え、「署名利用者に発行した署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、「以下「」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」を加え、同条第一号中「（同号に掲げる事項については、住所とする。）」を削る。

第十三条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の記録）」に改め、同条中「署名用電子証明書に」を「個人番号カード用署名用電子証明書に」に、「署名用電子証明書の」を「個人番号カード用署名用電子証明書の」に、「署名用電子証明書記録誤り等」を「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等」に、「署名用電子証明書記録誤り等が」を「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等が」に、「署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」を「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」に改める。

第十四条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録）」に改め、同条中「署名用電子証明書に係る」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」に、「が署名用電子証明書」を「が当該個人番号カード用署名用電子証明書」に、「署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」を「個人番号カード用署名用電子証明書に係る署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等」に、「署名用電子証明書の発行の番号」を「個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号」に、「署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等が」を「個人番号カード用署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等が」に、「署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」を「個人番号カード用署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」に改める。

第十五条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書の失効）」に改め、同条第一項中「署名用電子証明書は」を「個人番号カード用署名用電子証明書は」に改め、同項第一号中「署名用電子証明書失効申請等情報」を「個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報」に改め、同項第二号中「より」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」を加え、同項第三号中「署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」を「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」に改め、同項第四号中「より」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」を加え、同項第五号中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条第二項中「署名用電子証明書の」を「個人番号カード用署名用電子証明書の」に、「、署名用電子証明書記録誤り等」を「、個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等」に、「署名用電子証明書に署名用電子証明書記録誤り等」を「個人番号カード用署名用電子証明書に個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等」に改め、同条第三項中「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改める。

第十六条の見出しを「（個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイルの作成等）」に改め、同条中「署名用電子証明書失効情報ファイル」を「個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル（」に、「署名用電子証明書失効情報（」を「個人番号カード用署名用電子証明書失効情報（」に、「署名用電子証明書失効申請等情報」を「個人番号カード用署名用電子証明書失効申請等情報」に改め、「第十二条の規定により保存する」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書に係る」を加え、「署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」を「個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等」に改め、「第十四条の規定により保存する」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書失効情報を」を「個人番号カード用署名用電子証明書失効情報」に改める。

第十七条第三項第二号中「第二項」の下に「、第三項」を加え、「第五項」を「第六項」に改め、同項第三号中「第五十三条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十八条第一項中「署名用電子証明書失効申請等情報を」を「個人番号カード用署名用電子証明書失効情報及び第十六条の十から第十六条の十三までの規定による保存期間が経過していない移動端末設備用署名用電子証明書失効情報を」に改め、同条第二項中「署名用電子証明書失効情報ファイルを」を「個人番号カード用署名用電子証明書失効情報ファイル及び第十六条の十五の規定による保存期間が経過していない移動端末設備用署名用電子証明書失効情報ファイルを」に改め、同条第三項中「第十五条第一項」の下に「又は第十六条の十四第一項」を加え、同条第六項第一号中「第五十二条第四項若しくは第五項」を「第五十二条第五項若しくは第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「特定署名用電子証明書記録情報」の下に「、対応署名用電子証明書の発行の番号」を加え、同項第一号中「第三項まで、第五項若しくは第六項」を「第四項まで、第六項若しくは第七項」に改め、同項第六号中「第三十七条第三項」を「第三十七条第四項」に、「又は同条第二項」を「、同条第二項」に改め、「利用者証明用電子証明書失効情報ファイル」の下に「又は同条第三項に規定する対応利用者証明用電子証明書の発行の番号」を加え、同条第四項第一号中「利用者証明利用者について」を「第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明利用者について」に、「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同項第二号中「署名利用者について」を「個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について」に、「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　機構は、署名検証者の求めがあったときは、政令で定めるところにより、速やかに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項（以下「対応署名用電子証明書の発行の番号」という。）を提供するものとする。

一　個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき　第十六条の四の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る移動端末設備用署名用電子証明書の発行の番号

二　移動端末設備用署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者について当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号の求めがあったとき　第五条の規定による有効期間が経過していない当該署名利用者に係る個人番号カード用署名用電子証明書の発行の番号

第十九条第一項中「第十五条第一項」の下に「又は第十六条の十四第一項」を加え、同条第四項中「第十五条第一項」の下に「又は第十六条の十四第一項」を加え、「同項の規定」に改め、同条第五項中「第十五条第一項」の下に「又は第十六条の十四第一項」を加え、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、「特定署名用電子証明書記録情報」の下に「個人番号カード用署名用電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていることを確認したときにあっては個人番号カード用署名用電子証明書に係るものに限り、移動端末設備用署名用電子証明書が第十六条の十四第一項の規定により効力を失っていることを確認したときにあっては移動端末設備用署名用電子証明書に係るものに限る。）」を加える。

第二十条第一項中「第十五条第一項」の下に「又は第十六条の十四第一項」を加え、同条第二項及び第六項中「第十八条第六項各号」を「第十八条第七項各号」に改める。